

## 平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

### 1 健全化判断比率

平成25年度決算に基づく白石町の健全化判断比率は、いずれも基準を下回る数値となりました。

(単位：千円、%)

| 区分             | 実質赤字比率        | 連結実質赤字比率       | 実質公債費比率 | 将来負担比率         |
|----------------|---------------|----------------|---------|----------------|
| 平成25年度決算に基づく比率 | —<br>(△ 3.45) | —<br>(△ 13.64) | 8.3     | —<br>(△ 23.10) |
| 早期健全化基準        | 13.71         | 18.71          | 25.0    | 350.0          |
| 財政再生基準         | 20.00         | 30.00          | 35.0    |                |

※ 白石町においては、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」は算定されない。これは、各比率の算定で、「黒字」となっているためである。参考として、下段に黒字の値を「負(△)」の数値で表示している。

※ 実質公債費比率とは、特別会計等への公債費に係る繰出金等を加算し、起債に充てられた国からの交付金等を差し引いた実質的な負担を計数的に示すもので、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定を、25%を超える場合は単独事業に係る地方債を制限される。

※ 将来負担比率とは、普通会計の地方債現在高、公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合である。

## 2 公営企業会計に係る資金不足比率

平成25年度決算に基づく白石町の資金不足比率は、水道事業会計、農業集落排水特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計ともに黒字であるため資金不足比率は算定されません。

(単位：千円、%)

| 区分                  | 流動負債等<br>(1) | 算入地方債<br>(2) | 流動資産等<br>(3) | 資金不足額<br>(1)+(2)-(3)=(4) | 事業の規模<br>(5) | 資金不足比<br>率<br>(4)／(5) |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------|--------------|-----------------------|
| 水道事業会計              | 25,289       | 0            | 1,035,812    | △ 1,010,523              | 463,364      | —<br>(△ 218.1)        |
| 農業集落排水特別会計          | 214,351      | 0            | 218,847      | △ 4,496                  | 48,238       | —<br>(△ 9.3)          |
| 特定環境保全公共<br>下水道特別会計 | 1,153,569    | 0            | 1,157,419    | △ 3,850                  | 137          | —<br>(△ 2,810.2)      |

※白石町における各公営企業会計での「資金不足比率」は算定されない。これは、「資金不足比率」の算定で、各公営企業会計とも「黒字」となっているためである。参考に、下段に黒字の値を「負（△）」の数値で表示している。

※農業集落排水特別会計及び特定環境保全公共下水道特別会計については、流動負債等を「歳出額」に、流動資産等を「歳入額等」に読み替える。

※ 事業の規模とは、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額をいう。